

第10章

37条書面

今回のヒットツ！ポイント

- 1 37条書面の交付時期や交付の相手について押さえる。
- 2 37条書面の記載事項を押さえる。

37条書面とは、契約の成立後に作る書面のことである。この書面を作成することにより契約内容を明確にし、トラブルを防ごうとしているのである。

1 37条書面の交付

1. 交付時期

宅建業者は、**契約が成立したときは遅滞なく**、一定事項を記載した書面（37条書面）を交付しなければならない。

2. 交付の相手

自ら売買、交換の場合は相手方、代理、媒介の場合は契約の両当事者である。

3. 書面への記名押印

37条書面には、**取引士が記名押印**しなければならない。この場合の取引士は**専任でも一般でもかまわない**。また、重要事項の説明と違い、書面内容の説明義務はない。